

山梨県公報

第二千四百八十七号

平成二十七年

二月二十三日

月曜日

目次

- 山梨県土地利用基本計画の変更……………一〇五
- 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一〇五
- 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………一〇六
- 公 告
- 落札者の決定について……………一〇六
- そ の 他
- 審理の開始……………一〇七

告 示

山梨県告示第四十四号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 変更に係る事項
- 山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更
- 二 変更内容
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十五号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十三日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

1の表中

インク ジェット プリンター	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 フットプリントロール紙B3判	30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円
インク ジェット プリンター	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 フットプリントロール紙B3判	30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円

インク ジェット プリンター	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 フットプリントロール紙B3判	30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円
----------------------	----	--	---

		同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判 フォトプリント用紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	680円 820円 930円 1,140円 1,300円 580円 310円 490円 820円 090円 2,090円 550円 2,940円 3,590円
その他の機械器具又は設備	1時間	電界放出型電子顕微鏡 エックス線分析顕微鏡 3Dスキャナ エネルギー分散型微小部エックス線分析装置 多機能型三次元座標測定機	3,690円 1,280円 2,780円 2,680円 850円

このほか。

化学試験 (発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内	4,480円
化学試験 (発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分を超えた後30分毎	4,480円

このほか

を

化学試験 (発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内	4,480円 4,480円
その他の試験	1件	電子顕微鏡試験(電界放出型電子顕微鏡による観察)	7,080円

電子顕微鏡試験(電界放出型電子顕微鏡による元素分析)	8,600円
電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(SEM・EDS)による像観察)	4,150円
電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(SEM・EDS)による定性分析)	6,240円
精密測定試験(多機能型三次元座標測定機による測定)	1,100円
精密測定試験(多機能型三次元座標測定機による測定)	2,000円
精密測定試験(多機能型三次元座標測定機による測定)	1,430円
精密測定試験(画像プロセッサによる測定)	3,570円
精密測定試験(レーザープロセッサによる測定)	4,090円
化学試験(エックス線分析顕微鏡による定性分析)	4,090円
化学試験(エックス線分析顕微鏡によるめつき膜厚測定)	4,090円

このほか。

山梨県告示第四十六号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。
平成二十七年二月二十三日

山梨県知事 後 藤 蔚

一(三)17中「山梨市大字方力字一丁目三三番の三」を「山梨市北字南片瀬二千二百一十七番二」に、「甲府市桜井町字天神七一六番の三」を「甲府市桜井町字天神七百一十六番の三」に改める。

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年二月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- (一) 名称 多目的作業車(回転湿式ガードレール洗浄装置付)
- (二) 数量 一台
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部管財課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年二月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社キムラ
- (二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号
- 五 落札金額 三千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年十二月二十五日

その他

● 審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十七年二月二十三日

山梨県収用委員会

一 審理Ⅰ

1 起業者名称

中日本高速道路株式会社

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(六郷インターチェンジ(仮称)から増穂インターチェンジまで)

- 3 審理の期日 平成二十七年三月五日(木) 午後一時三十分から
- 4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館八〇一会議室

二 審理Ⅱ

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町富士坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで)並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

3 審理の期日

平成二十七年三月十九日(木) 午後一時三十分から

4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

三 審理Ⅲ

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町富士坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで)並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

3 審理の期日

平成二十七年三月十九日(木) 午後二時三十分から

4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番